

○総務省令第四十七号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第三項の規定に基づき、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

総務大臣 高市 早苗

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令

（収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第一条 収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第六十九号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後
	<p>(印紙代金の納付等)</p> <p>第五条 会社の代表者は、印紙を売りさばいた日（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する販売者等（以下「販売者等」という。）が同法第四條第二項の規定により会社から印紙を買った日及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者（以下「受託者」という。）が同法第十条の規定により適用される郵便切手類販売所等に関する法律第四條第二項の規定により会社から印紙を買った日を含む。）の属する月の翌月の末日までに、財務大臣に対して印紙の売りさばき金額及び次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を記載した報告書を提出するとともに、当該売りさばき金額から次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額（以下「納付金額」という。）を収入印紙に係るものは一般会計に、自動車重量税印紙に係るものは国税収納金整理資金にそれぞれ納付しなければならない。</p> <p>一 会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・三に相当する金額</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔2〕4 略〕</p>	<p>(印紙代金の納付等)</p> <p>第五条 「同上」</p>
	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(印紙代金の納付等)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・二四に相当する金額</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔2〕4 同上〕</p>

（雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第二条 雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(印紙代金の納付等)</p> <p>第五条 会社の代表者は、印紙を売りさばいた日の属する月の翌々月の末日までに、厚生労働大臣に対して印紙の売りさばき金額及び次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を記載した報告書を提出するとともに、当該売りさばき金額から次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額(以下「納付金額」という。)を雇用保険印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、健康保険印紙に係るものは年金特別会計の健康勘定にそれぞれ納付しなければならない。</p> <p>一 会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の五・五に相当する金額</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔2〕4 略〕</p>	<p>(印紙代金の納付等)</p> <p>第五条 〔同上〕</p>	<p>一 会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の五・四に相当する金額</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔2〕4 同上〕</p>

（特許印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第三条 特許印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後
	<p>(印紙代金の納付等)</p> <p>第五条 会社の代表者は、印紙を売りさばいた日（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する販売者等（以下「販売者等」という。）が同法第四條第二項の規定により会社から印紙を買った日及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者（以下「受託者」という。）が同法第十条の規定により適用される郵便切手類販売所等に関する法律第四條第二項の規定により会社から印紙を買った日を含む。）の属する月の翌月の末日までに、経済産業大臣に対して印紙の売りさばき金額及び次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を記載した報告書を提出するとともに、当該売りさばき金額から次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額（以下「納付金額」という。）を特許特別会計に納付しなければならない。</p> <p>一 会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・三に相当する金額</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔2〕4 略〕</p>	<p>(印紙代金の納付等)</p> <p>第五条 「同上」</p>
	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>一 会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・二四に相当する金額</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔2〕4 同上〕</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

第四条 第三条の規定による改正後の特許印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。